公　告

諸　事　項

工場財団

北海道帯広市西９条南８丁目５番地**帯広ガス株式会社**の工場財団に北海道帯広市西９条南８丁目５番地帯広ガス株式会社ガス製造及び精製工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 24 年 10 月 22 日

釧路地方法務局帯広支局

北海道帯広市西９条南８丁目５番地**帯広ガス株式会社**の工場財団に北海道帯広市南町南９線59番４帯広ガス株式会社南帯広工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 24 年 10 月 22 日

釧路地方法務局帯広支局

愛媛県今治市小浦町２丁目４番39号**浅川造船株式会社**の愛媛県西条市北条962番地54浅川造船株式会社東予工場についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 24 年 10 月 22 日

松山地方法務局西条支局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、平成24年10月11日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成 24 年 10 月 22 日

佐賀地方法務局長　倉部　　誠

記

氏名　古賀　　忠

所属する司法書士会　佐賀県司法書士会

登録番号　佐賀第221号

事務所の所在地　佐賀市高木瀬西四丁目１番20号

違反行為　本人確認義務違反等

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成 24 年 10 月 22 日　　大阪地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　大阪地方検察庁　平成24年第５号

2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成24年10月22日

3　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間　平成22年４月30日頃から平成23年１月12日頃までの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

谷﨑浩平、金本浩太郎、榎並将利及び松下晃太らが共謀の上、株式会社新生トラストの会社名を使用し、真実は、委託証拠金の名目で顧客から提供を受けた資金を運用してその利益を交付する意思などない上、最終的に顧客が多額の損失を被ったとして同資金の大半を返還しない意図であるのに、その情を秘し、株式会社新生トラストへの投資が安全かつ高利率の投資信託様の資産運用であるかのように装って、その旨うそを言い、現金等を詐取した行為

4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

⑴　犯行に使用された会社は、神戸市中央区八幡通３丁目２番５号Ｉ・Ｎ東洋ビル601号室所在の株式会社新生トラスト（代表取締役栗栖伸二）である。

⑵　主な犯行手口は次のとおり。

テレフォンアポインターが高齢者の家などに電話を掛け、被害者に「資金を出せば、月々スワップポイントと称する金銭を受領することができる。」などと申し向ける。次いで、営業担当者（谷﨑浩平、金本浩太郎、榎並将利及び松下晃太）が、被害者の自宅を訪問し、「エマージング・ワンイヤー　スワップポイント早見表」などと記載された書面を示しながら、「例えば100万円を会社に預ければ、月々8,100円のスワップポイントが得られる。」「金や原油、大豆、コーンといった資源に投資する。」などと申し向けて契約の締結を勧誘し、委託証拠金名目で100万円単位の金銭を要求する。被害者が契約に同意すれば、営業担当者は、被害者に口座開設申込書等の各種書面に署名させた上、取引に関する約款、「貴金属・エネルギー資源・穀物を原資産とする店頭証拠金差額決済（ＣＦＤ）取引売買及び証拠金残高報告書」と題する書面、「新生トラスト委託証拠金預り証」と題する書面などを交付し、被害者から委託証拠金として現金等の交付を受ける。契約締結後の数か月間、スワップポイントと称する金銭を被害者の口座に入金するが、その後、被害者に損失が発生したなどとして契約を一方的に打ち切り、委託証拠金を取り込む。

5　開始決定の時における給付資金の額　金2,724万5,748円

6　支給申請期間　平成24年10月22日から同年12月21日までの間

7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　被告人氏名　①谷﨑　浩平、②金本浩太郎、③榎並　将利、④松下　晃太

⑵　裁判所名　①～③大阪地方裁判所

④第一審　大阪地方裁判所、控訴審　大阪高等裁判所

⑶　裁判年月日　①②平成24年１月17日、③平成24年１月20日

④第一審　平成24年１月20日、控訴審　平成24年８月８日

⑷　確定年月日　①②平成24年２月１日、③平成24年２月４日、④平成24年８月17日

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人らは、株式会社新生トラストの会社名を使用し、委託証拠金名下に金銭を詐取する投資詐欺を行う団体を構成していたものであるが、当該詐取行為を行うための組織により、平成22年４月30日頃から同年12月21日頃までの間、神戸市北区西大池所在の被害者宅ほか11か所を訪れるなどし、被害者12名に対し、真実は、委託証拠金の名目で顧客から提供を受けた資金を運用してその利益を交付する意思などない上、顧客が契約内容を理解していない状態を利用して最終的に顧客が多額の損失を被ったとして同資金の大半を返還しない意図であるのに、その情を秘し、被告人らの会社への投資が安全かつ高利率の資産運用であるかのように装って、その旨うそを言い、被害者らをしてその旨誤信させ、よって、同年６月１日頃から同年12月22日頃までの間、前記被害者方ほか11か所において、被害者らから現金合計3,700万円の交付を受け、その利益を前記団体に帰属させ、もって団体の活動として、詐欺の罪に当たる行為を実行するための組織により、人を欺いて財物を交付させたものである。

（罪　名　等）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第３条第１項第９号違反等

8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）

〒553―8512　大阪市福島区福島１丁目１番60号

大阪地方検察庁　被害回復給付金担当　電話（代表）06―4796―2200　内線3120

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（大阪地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（大阪地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。